為替換算調整勘定		
新株予約権		
連結子法人等の少数株主持分		
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券		
営業権相当額	△	△
のれん相当額	△	△
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△
証券化取引により増加した自己資本相当額	△	△
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△
繰延税金資産の控除前の［基本的項目］計（上記各項目の合計額）		
繰延税金資産の控除金額	△	△
基本的項目　(A)		
償還を行う蓋然性を有する株式等		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額		
一般貸倒引当金		
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額		
負債性資本調達手段等		
負債性資本調達手段		
期限付劣後債務及び期限付優先株		
期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段		
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額		
ＰＤ／ＬＧＤ方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額		
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つＩ／Ｏストリップス		
控除項目不算入額	△	△
控除項目　(E)		
自己資本額（Ｄ－Ｅ）　(F)		
資産（オン・バランス）項目		
オフ・バランス取引等項目		
マーケット・リスク相当額を８％で除して得た額		
オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額		
信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等計　(G)		
補完的項目不算入額	△	△
補完的項目　(B)		
Tier１比率（Ａ／Ｇ）	%	%
自己資本比率（Ｆ／Ｇ）	%	%

（記載上の注意）

1　本表には、銀行法第52条の25に規定する銀行持株会社及びその子会社等がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。

2　本表は、海外営業拠点を有しない銀行又は長期信用銀行を子会社等とする銀行持株会社が記載するものとする。

3　「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。

4　「企業結合により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。

5　「その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。

6　連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

7　平成19年３月金融庁告示第19号に掲げる銀行持株会社については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産の純額に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。

　繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に20%を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産の純額に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。

8　「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

9　遡及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条第40号に規定する遡及適用をいう。）、中間連結財務諸表の組替え（同条第41号に規定する中間連結財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第42号に規定する修正再表示をいう。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。